

徳島県告示第三百三十七号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和七年六月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の効力が失われた区域

那賀郡那賀町海川字旭五一、六一の二、七三の一、七三の五、七四の一、八〇及び八五の一並びに字エノキタ二二二の一、二三の一、二〇の一及び二四並びに字ヲフウチ三〇の一並びに字西俣四、三九、五九の一、五九の二、六一、六四、六五、九一の一、九一の二、一九、一九の二及び二二三の二並びに字東俣三六の一、三六の二、三八、四〇、一一六、一一八、一一九、一二二、一三五の一、一三八及び一七四の二並びに字本郷八並びに字南三七

二 指定の効力が失われた日

令和七年五月二十一日